

変形労働制ではなく、せんせいふやそう!

止めよう! 変形労働制 61

「止めよう! 変形労働制」ニュース No.61

全北海道教職員組合

2019.2.14

道教委と「在校等時間の上限」に関する交渉⑤

「1か月100時間、1年720時間」もの特例 について、限定的な、厳格な運用を求める

●過労死ラインそのものの特例的な扱いは、断じて認められない

上限時間についての給特法条例改定案には、時間外勤務の上限「月45時間、年間360時間」について、「通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴い、一時的又は突発的に所定の勤務時間外に業務を行わざるを得ない場合」には「月100時間、年間720時間」を上限の範囲とするよう示されています。この特例は、厚労省が示す過労死ラインそのものであり、このような上限まで認めることを規則に定めることは、到底容認できません。

厚労省が示す過労死ラインの通達には「おおむね45時間を超えて時間外労働時間が長くなるほど、業務と発症との関連性が徐々に強まる」とされており、特例的な扱いが適用されれば、教員の健康にも深刻な影響が生じます。どうしてもこの特例的な扱いを運用しなければならないのであれば、極めて限定的な扱いとなるよう具体的業務を示すべきです。

交渉では、どのような業務を想定しているのか、また、誰が判断するのか、質問しました。

【道教委の回答】

例えば、学校事故等が生じて対応を要する場合や、いじめやいわゆる学級崩壊等の指導上の重大事案が発生し児童生徒等に深刻な影響が生じている、また生じるおそれのある場合などが想定され、これらの場合に該当するか否かについては、サービス監督権者である教育委員会や校長が、状況に応じて判断することとなります。

●運用する場合、相当に明確な事由がない限り特例的な扱いとしないよう求める

道教委の想定では、「いじめやいわゆる学級崩壊等」の「生じるおそれのある場合」までが想定されています。どの学級でもいじめや学級崩壊が生じるおそれがあるのであり、交渉前の折衝の場でも、特例的な扱いの運用は極めて限定的なものとするよう求めてきました。

折衝の場では、「指導上の重大事案」が発生していることが前提条件であり、「生じるおそれ」についても「深刻な影響」が生じると明らかに想定される場合に限られること、見かけ上、上限の範囲内に収まっているように見せかけるための抜け道とはしないことを確認しました。

交渉でも、そもそも過労死ラインの特例は断じて認められないこと、運用する場合も極めて限定的なものとすることを確認し、現場で判断する校長に対し、相当に明確な事由がない限り特例的な扱いとしないよう周知・徹底することを求めました。